

第3期 仙台市交通局バリアフリー特定事業計画

(後期：令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

仙台市交通局

目次

1	はじめに	
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	1
2	これまでの取り組み	
2-1	第1期特定事業計画（平成15年度～平成22年度）の実績	2
2-2	第2期特定事業計画（平成24年度～令和2年度）の実績	2
2-3	第3期特定事業計画（前期：令和3年度～令和7年度）の実績	3
3	第3期特定事業計画（後期：令和8年度～令和12年度）について	
3-1	基本方針	5
3-2	事業範囲	6
3-3	事業期間	6
3-4	事業実施に必要な資金の調達方法	6
4	第3期特定事業計画（後期：令和8年度～令和12年度）の事業内容	
4-1	地下鉄事業	7
4-2	バス事業	9
4-3	心のバリアフリー化推進事業	10
4-4	情報のバリアフリー化推進事業	12
5	計画の進行管理	13

1 はじめに

1-1 計画策定の趣旨

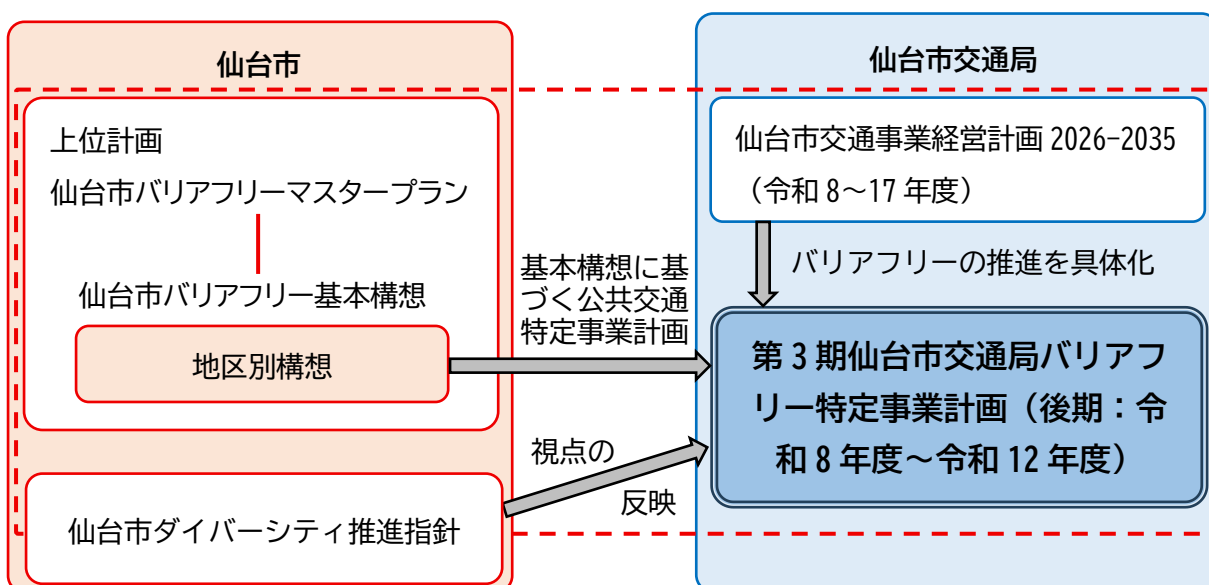
仙台市交通局では、平成 15 年 3 月に仙台市が策定した「仙台市交通バリアフリー基本構想」に基づき、「仙台市交通局交通バリアフリー特定事業計画」（以下「第 1 期特定事業計画」という。）を平成 16 年 3 月に策定、その後、平成 24 年 6 月に仙台市が策定した「仙台市バリアフリー基本構想」に基づき、「第 2 期 仙台市交通局バリアフリー特定事業計画」（以下「第 2 期特定事業計画」という。）を平成 24 年 12 月に策定し、バリアフリーの整備等を進めました。

令和 3 年には、「仙台市バリアフリー基本構想」が改定されたことや、第 2 期特定事業計画の事業期間が終了したことから、「第 3 期 仙台市交通局バリアフリー特定事業計画」（以下「第 3 期特定事業計画」という。）を策定し、より一層のバリアフリー化を進めております。

この度、事業期間を令和 3 年度から令和 7 年度までとする第 3 期特定事業計画の前期事業期間が終了することから、これまでの実績やご意見等を踏まえ、新たに令和 8 年度から令和 12 年度までを事業期間とする後期に実施する事業を定め、さらなるバリアフリー化に取り組んでまいります。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「仙台市バリアフリー基本構想」における、公共交通事業者が策定する公共交通特定事業計画に位置づけるとともに、「仙台市交通事業経営計画 2026-2035（令和 8～17 年度）」の取り組みの一つであるバリアフリーの推進を具体化する計画です。「仙台市ダイバーシティ推進指針」（令和 7 年 3 月策定）に基づく多様性への配慮などに留意していきます。



2 これまでの取り組み

2-1 第1期特定事業計画（平成15年度～平成22年度）の実績

(1) 地下鉄事業の主な実績

- 全駅への可動式ホーム柵の設置
- 階段、傾斜路への2段手すりの設置
- ホーム等への休憩用いすの増設
- 視覚障害者誘導用ブロックの増設
- 改札口やホームへの可変式情報表示装置の設置
- ひろびろトイレへのオストメイト対応洗浄器具等の設置
- 車内への案内表示装置や車いす・ベビーカースペース、座席部への縦手すりの設置

(2) バス事業の主な実績

- 旭ヶ丘バスターミナルの階段の段差明瞭化や2段手すりの設置
- バスロケーションシステムの導入
- バス車両の更新に際してのノンステップバス等の導入

(3) 心のバリアフリー化推進事業の主な実績

- 接遇・介助研修、マナーアップ等の啓発活動の強化
- バスちかサポーター活動支援の強化
- バリアフリーに関する情報サービスの強化

2-2 第2期特定事業計画（平成24年度～令和2年度）の実績

(1) 地下鉄事業の主な実績

【南北線】

- 全駅への拡幅改札口の設置
- 駅ナンバリングの実施
- 改札口前等の主要なサインの日本語、英語、中国語、韓国語での標記の実施
- 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- ホーム～コンコース間の下りエスカレーターの設置
- 出入口への下りエスカレーターの増設（勾当台公園駅の3箇所）
- トイレ出入口の段差解消やひろびろトイレを含めた全面的なトイレ改修
- 全駅に階段の段差明瞭化を実施
- 出入口、改札口、トイレ出入口付近への触知案内図の設置

- 出入口、トイレ出入口、エレベーター乗降口への音声案内設備の設置
- 触知案内図、改札口への音響案内設備の設置
- エスカレーターへの進入可否表示の設置
- 全駅の非常口誘導灯に非常警報装置（点灯装置）を追加
- 車内への案内表示装置や車いす・ベビーカースペース、座席部への縦手すりの設置

【東西線】

- 平成 27 年 12 月の開業時に関係法令や基準に基づいた、施設・車両の整備の実施
- 駅構内に休憩設備を設置（八木山動物公園駅、薬師堂駅）

(2) バス事業の主な実績

- バス停留所に電照式標識や上屋・ベンチを設置
- バス停留所にバス接近表示器を設置
- バス車両の更新に際してのノンステップバスの導入
- バスロケーションシステムの更新

(3) 心のバリアフリー化推進事業の主な実績

- 交通局職員を対象とした接遇・介助研修や事故防止研修の実施
- マナーアップ等の啓発活動
- バスちかサポーター活動支援の実施
- バリアフリーに関する情報サービスの強化
- ベビーカーマークの表示及びバス車内へのベビーカー用固定ベルトの設置
- 高齢者や障害のある方と現場職員との意見交換会の実施
- 交通バリアフリー教室の開催
- ホームページ等によるエレベーター等点検情報の提供

2-3 第3期特定事業計画（前期：令和3年度～令和7年度）の実績

(1) 地下鉄事業の主な実績

【南北線】

- トイレ出入口の段差解消やひろびろトイレを含めた全面的なトイレ改修
- ホーム～コンコース間の下りエスカレーターの設置
- ホームに櫛ゴムを設置することによる車両との隙間の縮小
- 出入口、改札口、トイレ出入口付近への触知案内図の設置
- 出入口、トイレ出入口、エレベーター乗降口への音声案内設備の設置
- 触知案内図、改札口への音響案内設備の設置
- エスカレーターへの進入可否表示の設置

- 新型車両（3編成）への更新に併せた、低床化によるホームとの段差の縮小、車いす・ベビーカースペース（1カ所/1両）、液晶の車内案内表示装置の設置

【東西線】

平成 27 年 12 月の開業時に関係法令や基準に基づいた、施設・車両の整備を実施済

(2) バス事業の主な実績

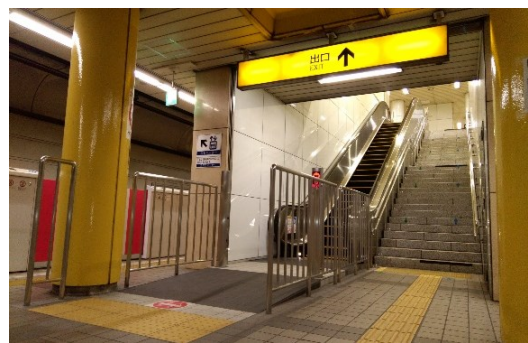
- バス停留所に電照式標識や上屋・ベンチを設置
- バス停留所にバス接近表示機を設置
- バス車両の更新に際してのノンステップバスの導入
- 行先表示器をより明るく遠くからでも見えやすい白色 LED 行先表示器に更新

(3) 心のバリアフリー化推進事業の主な実績

- サービス介助士資格の取得及び更新
- 交通局職員を対象とした接遇・介助研修や事故防止研修の実施
- 高齢者や障害のある方と現場職員との意見交換会の実施
- 障害者の就労体験受け入れ
- マナーアップ等の啓発活動
- 交通バリアフリー教室の開催
- ホームページ等による地下鉄・バスのバリアフリー情報の提供



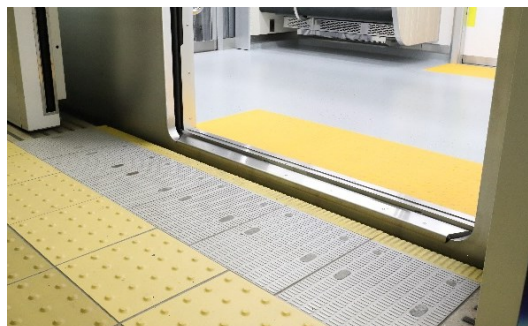
南北線トイレの全面改修（愛宕橋駅）



南北線ホーム～コンコース間の
下りエスカレーターの新設置（五橋駅）



南北線新型車両への更新



南北線ホームと車両の間隙縮小
新型車両の低床化による段差縮小

 <p>新型車両の車いす・ベビーカースペース</p>	 <p>マナーアップポスターによる啓発</p>
 <p>バス車内へのベビーカー用固定ベルトの設置</p>	 <p>交通バリアフリー教室の開催</p>

3 第3期特定事業計画（後期：令和8年度～令和12年度）について

3-1 基本方針

「仙台市バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが利用しやすい、安全で安心なバリアフリー空間の整備に向けて、地下鉄及びバスの施設・設備、車両設備等のハード面及びバリアフリーに関する職員教育、啓発活動等のソフト面の両面についてバリアフリー化を推進します。

計画に際しては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」等に適合させることを基本とし、高齢者や障害のある方との意見交換会やバリアフリーアンケート調査等の意見を踏まえながら、事業に取り組みます。

さらに、仙台市ダイバーシティ推進指針を踏まえ、高齢者や障害のある方はもとより、子育て中の方など多様なお客様に安全・安心にご利用いただける地下鉄及びバスを目指し、多様性に配慮した情報提供や車両設備整備等を通じて、誰もが安心して住み続けられ、活躍できるまちを支えてまいります。

3-2 事業範囲

(1) 地下鉄事業

南北線及び東西線の駅施設・設備整備、誘導・案内設備整備、車両設備整備に適用します。

(2) バス事業

バス停留所設備整備、車両更新・車両設備整備に適用します。

(3) 心のバリアフリー化推進事業

職員へのバリアフリー教育、バリアフリーマナーアップ啓発活動、交通バリアフリー教室の開催に適用します。

(4) 情報のバリアフリー化推進事業

多様な市民ニーズに対応した情報提供活動に適用します。

(1) 地下鉄事業	①駅施設・設備整備
	②誘導・案内設備整備
	③車両設備整備
(2) バス事業	①バス停留所設備整備
	②車両更新・車両設備整備
(3) 心のバリアフリー化推進事業	①職員へのバリアフリー教育
	②バリアフリーマナーアップ啓発活動
	③交通バリアフリー教室の開催
(4) 情報のバリアフリー化推進事業	①多様な市民ニーズに対応した情報提供活動

3-3 事業期間

令和3年度から令和12年度までの10年間の第3期特定事業計画の事業期間とし、そのうち令和3年度から令和7年度までの5年間の前期、令和8年度から令和12年度までの5年間の後期の事業期間とします。

3-4 事業実施に必要な資金の調達方法

事業実施に必要な資金の財源については、企業債、出資金、他会計補助金、国庫補助金等を充当する予定です。

4 第3期特定事業計画（後期：令和8年度～令和12年度）の事業内容

4-1 地下鉄事業

① 駅施設・設備整備（整備費用概算額：6.2億円）

項目	事業内容	事業期間中の実施予定箇所
エレベーター	出入口にエレベーターを増設	南北線1駅 (勾当台公園駅)
スロープ	コンコースの階段の一部をスロープに改修	南北線1駅 (八乙女駅)
券売機	券売機1台のカウンターを車いす使用者が容易に接近できるように改修 (写真①)	南北線6駅※ (泉中央駅、勾当台公園駅、 広瀬通駅、五橋駅、長町駅、 長町南駅)
トイレ	男子・女子トイレにおむつ交換台を設置 (写真②)	東西線全13駅

※ 改修済みの南北線仙台駅を除く他の南北線10駅は令和13年度以降に計画します。

② 誘導・案内設備整備（整備費用概算額：2.6億円）

項目	事業内容	事業期間中の実施予定箇所
視覚障害者誘導用ブロック	コンコースの誘導用ブロックについて壁面との離隔を確保するために改修し、併せてJIS規格に更新	南北線7駅※ (泉中央駅、勾当台公園駅、 広瀬通駅、仙台駅、五橋駅、 長町駅、長町南駅)
優先マーク	エレベーターの乗降ロビーに優先マークを設置	南北線全17駅 東西線全13駅
エスカレーター進入可否表示	エスカレーターの更新に併せて進入の可否を表示するポール式案内装置を設置し、併せて人感センサーを追加	南北線1駅 (台原駅)

※ 他の南北線10駅は令和13年度以降に計画します。



写真① 券売機カウンターの改修
(南北線仙台駅)



写真② おむつ交換台の設置
(南北線愛宕橋駅)

③ 車両設備整備※1 (整備費用概算額：202 億円※2)

項目	事業内容	事業期間中の実施予定箇所
乗降口	聴覚障害者用ドア開閉動作開始ランプの設置	南北線全編成※3
	ホームと車両乗降口との段差縮小(低床化) ※隙間はホームに櫛ゴムを設置することにより縮小済	
車いす・ベビーカースペース	各車両 1 箇所に車いす・ベビーカースペースを設置	南北線全編成※3
	低身長者、ベビーカー使用者等の利用も配慮し、車いす・ベビーカースペースに 2 段横手すりを設置	
	車いす・ベビーカースペースを床面に分かりやすく表示	南北線全編成※4 東西線全編成
案内・表示	液晶の車内案内表示装置により、次停車駅の扉開方向や運行等に関する異常時の情報提供を行う。	南北線全編成※3

※1 南北線の車両は令和 6 年度から順次新型車両(全編成を計画)に更新しています。

※2 整備費用概算額は令和 6 年度から令和 12 年度までの車両更新全体額です。(各項目の整備費用ではありません。)

※3 車両更新に併せて実施します。(令和 7 年度までに 3 編成実施済みです。)

※4 車両更新に併せて実施します。(令和 7 年度までに車両更新済みの 3 編成も含めて実施します。)

4-2 バス事業

① バス停留所設備整備（整備費用概算額：0.7億円）

項目	事業内容	事業期間中の計画数
バス停留所	乗車人数、夜間の運行便数等を勘案して電照式標識を設置（写真③）	25箇所
	乗車人数、歩道の幅等を勘案して上屋・ベンチを設置（写真④）	40箇所

② 車両更新・車両設備整備（整備費用概算額：11.9億円）

項目	事業内容	事業期間中の計画数
バス車両	ノンステップバスを導入（写真⑤）	47両



写真③ 電照式標識



写真④ 上屋・ベンチ



写真⑤ ノンステップバス

4-3 心のバリアフリー化推進事業

① 職員へのバリアフリー教育

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の趣旨や目的、内容等について、引き続き研修等により職員各自が自らの責務として障害を理由とする差別を解消するよう職員に周知を図ります。

また、サービス介助士資格の取得推進、接遇研修や知的障害・精神障害・認知症のある方への対応についての研修等に取り組み、高齢者や障害のある方等に快適に地下鉄・バスをご利用いただくための知識や技術の習得に努めます。

【実施事業】

- サービス介助士資格の取得及び更新
- 接遇研修等の各種職員研修の実施
- 高齢者や障害のある方等と職員との意見交換会の実施

② バリアフリーマナーアップ啓発活動

バリアフリーの推進には、施設・設備の整備や職員のサポートに加え、高齢者、障害のある方及び子育て中の方などの移動に制約のある方に対する市民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

そのために、以下のような公共交通機関を利用する際のマナーについて車内放送やポスター掲示等で継続的に啓発活動を行うほか、マナーアップキャンペーンの実施による、マナーアップへの理解の促進を図ります。

【啓発活動の実施項目】

- エレベーター及びエスカレーター利用マナー向上
- 優先席の利用マナー向上
- ベビーカー利用に関する理解の促進
- 身体障害者補助犬の乗車に関する理解の促進
- 各種マークに関する理解の促進及びマークをお持ちのお客様が利用の際の、スペースや座席をお譲りいただくなどの配慮に関する周知 ※各種マークの意味については図表1を参照

【図表 1】

マーク	マークの意味
 <p data-bbox="288 499 544 528">ハートプラスマーク</p>	<p data-bbox="584 275 1394 344">「身体内部に障害がある方」を表すマークです。内部障害のある方や難病の方が身につけています。</p> <p data-bbox="584 349 1394 456">※内部障害…身体障害者福祉法に定められた、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の総称です。</p>
 <p data-bbox="304 761 528 790">ベビーカーマーク</p>	<p data-bbox="584 537 1378 607">ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を表しています。</p>
 <p data-bbox="331 1023 504 1052">ヘルプマーク</p>	<p data-bbox="584 799 1394 943">義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。</p>
 <p data-bbox="304 1285 528 1314">マタニティマーク</p>	<p data-bbox="584 1061 1046 1090">妊娠していることを表すマークです。</p>
 <p data-bbox="360 1547 472 1576">耳マーク</p>	<p data-bbox="584 1323 1102 1352">聞こえが不自由なことを表すマークです。</p>
 <p data-bbox="344 1809 491 1839">筆談マーク</p>	<p data-bbox="584 1585 1394 1655">筆談によりコミュニケーションを取るときに提示するマークです。</p>

【実施事業】

- マナー啓発放送の実施
- マナーアップキャンペーンの実施
- バリアフリー啓発ポスターの掲示

③ 交通バリアフリー教室の開催

小学生を対象に、手助けを必要としている方への声掛けと、行動することの大切さを理解していただくため、交通局のバリアフリーへの取り組みや、高齢者や障害のある方への介助法の体験学習の場として、交通バリアフリー教室を実施します。

【実施事業】

○交通バリアフリー教室の開催（写真⑥）



写真⑥ 交通バリアフリー教室の開催

4-4 情報のバリアフリー化推進事業

① 多様な市民ニーズに対応した情報提供

高齢者や障害のある方などに限らず、広く市民にも、地下鉄・バスのバリアフリー情報を積極的にお知らせし、ハード、ソフト両面でのバリアフリーの推進に努めます。情報提供にあたっては、視覚・聴覚・認知などの多様な特性を持つ人々への配慮に努めます。

○筆談アプリ及び筆談用具による情報提供

○バリアフリー設備についてのホームページ等における情報提供

○地下鉄駅のエレベーター・エスカレーターの定期点検予定及び工事予定についてのホームページ等における情報提供

○バス停へのベンチ設置・ノンステップバスの導入情報についてのホームページ等における情報提供

○地下鉄・バスの安全運行についてまとめた安全報告書のホームページ等における情報提供

○地下鉄駅の誘導・案内設備による情報提供

○鉄道車両における案内・表示による情報提供

○バス車両における情報提供

5 計画の進行管理

これまで、第1期特定事業計画、第2期特定事業計画及び第3期特定事業計画（前期）の進行管理は、交通局次長を委員長とし、関係職員で構成する「仙台市交通局バリアフリー特定事業計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、事業項目ごとの進捗状況の確認や見直し等を行い、バリアフリー整備の着実な推進と充実に取り組んできました。

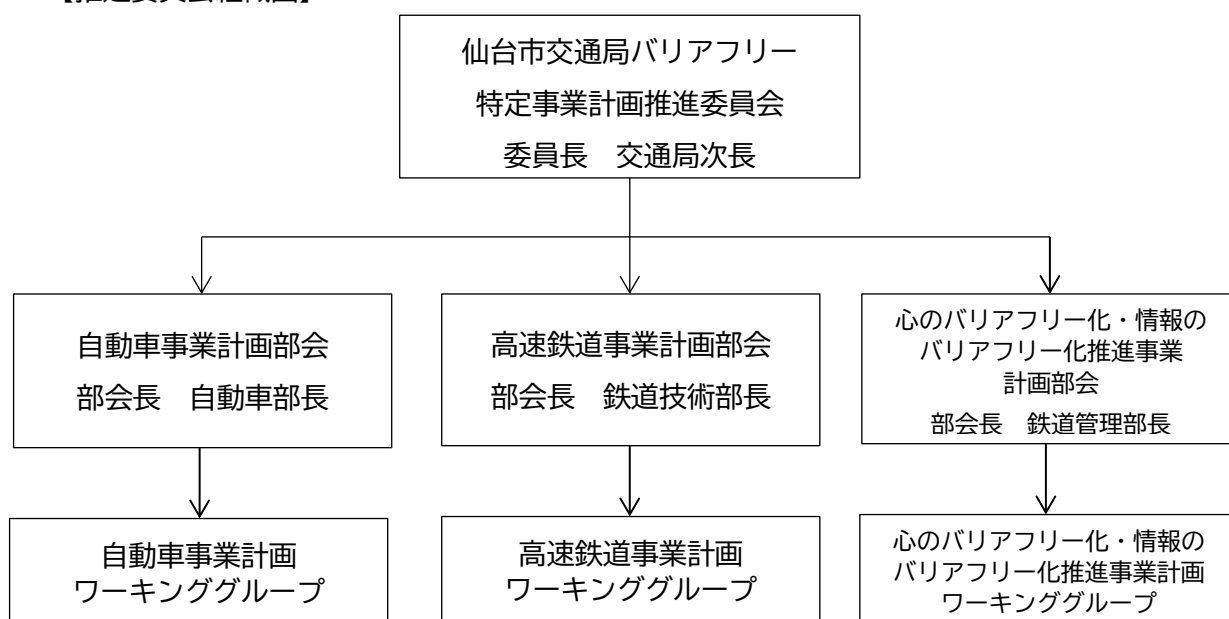
第3期特定事業計画（後期）の進行管理についても、推進委員会において、事業項目ごとの取り組み状況を定期的に確認するとともに、法令等の改正や社会情勢の変化、高齢者や障害のある方との意見交換会等により新たな取り組みが必要となった場合は、実施内容を追加・見直しをするなど、適切に対応します。

また、取り組みが適切に実施されているか検証を行い、その結果、明らかになった課題や問題点については適時見直しと改善を徹底し、計画の一層の充実を図ります。

第3期特定事業計画（後期）の概要や計画に基づく取り組みの状況等については、交通局ホームページなどを通じてお知らせします。

また、仙台市交通局では、バリアフリー法に基づき、移動等円滑化取組計画書及び移動等円滑化取組報告書を作成し、交通局ホームページで公表します。

【推進委員会組織図】



第3期 仙台市交通局バリアフリー特定事業計画
(後期：令和8年度～令和12年度)

作成 仙台市交通局鉄道管理部営業課
〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号
TEL 022-712-8329 FAX 022-224-4559
